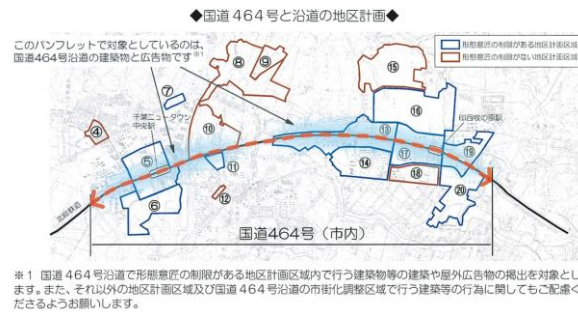


■印西市 国道 464 号沿道における色彩景観づくり（案）

◇国道 464 号沿道位置図

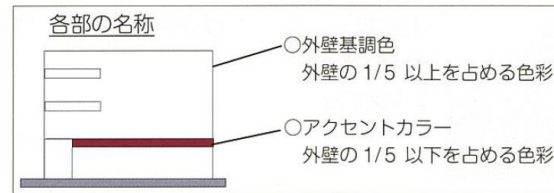
- ・右図の青色塗りの部分



◇色彩景観づくりの方向性(案)

建築物

- ・外壁基調色には極端に明るい又は暗い及び極端に鮮やかな色彩の使用は避け、できるだけ落ち着いた色彩を用いる
 - ・単調な配色で、威圧感を与えないように配慮する
 - ・彩度が高い色彩を使う場合は、アクセントカラーに取り入れる等、全体のバランスを考えて用いる
 - ・周囲の建築物や自然と一体となった景観をつくるために、周囲の既存建築物から類似したデザインを取り入れる等の工夫をする
- また、複合施設の場合、テナント相互でデザインの調和等について調整する



◆色彩デザインのポイント(建築物)◆

外壁

好ましくない例: 基調色が極端に暗い色彩、基調色が極端に鮮やかな色彩

好ましい例: 基調色には落ち着いた色彩、鮮やかな色彩はアクセントカラーに採用する等工夫

テナント

好ましくない例: 各テナントのデザインがばらばら

好ましい例: 建築物全体の見え方を重視したデザイン

◆色彩デザインのポイント(屋外広告物)◆

屋外広告物

好ましくない例: 地色が極端に鮮やかな色彩、煩雑な印象を強調するデザイン

好ましい例: 地色が鮮やかすぎず全体として煩雑すぎないデザイン

屋上や壁面に設置する屋外広告物

好ましくない例: 広告物がそれぞれ際立つデザイン

好ましい例: 建築物と広告物が一体となるデザイン

各部の名称

○地色 表示面積の1/3以上を占める色彩

屋外広告物

- ・地色に鮮やかな色彩を用いるのは避ける
- ・煩雑な印象を強調するようなデザインは避ける
- ・設置位置は、目立ちすぎず、又煩雑な印象が生じないような箇所にする
- ・コーポレートカラーやロゴでも、表示位置や大きさ、色彩の工夫等により、周囲の景観との調和や、品のある景観づくりを心がける
- ・自然景観や田園景観への眺望を妨げないようにする
- ・建築物の屋上や壁面に設置する広告物等は、建築物と一体的なデザインを検討する
- ・複合施設の場合、テナント相互で、大きさ、掲出方法やデザイン等について調整する

◇最低限守ってもらいたい基準(案)

色彩(建築物・屋外広告物)

建築物、屋外広告物の最低限守ってもらいたい色彩の基準を以下に示します※3。

◆建築物の色彩基準◆

マンセル	建築物の部位		
	外壁	屋根	制限なし
色相	R,YR,Y	GY,G,BG,B, PB,P,RP	2.0~8.0
明度	2.0~8.0	2.0~8.0	6.0以下
彩度	10.0以下	6.0以下	6.0以下

◆屋外広告物の色彩基準◆

マンセル	地色
色相	制限なし
明度	制限なし
彩度	10.0以下

- 建築物の外壁の基調色の基準範囲内
- 建築物の屋根の基調色の基準範囲内
- 屋外広告物の地色の基準範囲内



※3 上図に示す色彩は、正確に表示するよう努力していますが、印刷の都合上必ずしも正確な色彩が表示されているとは限りません。あくまでも目安として参考にして下さい。正確な色彩を把握したい場合は、市販のマンセル色見本を参照するか、印西市都市建設部都市計画課(連絡先は p.6 を参照)にお問合せください。

屋外広告物の表示及び設置方法

屋外広告物の表示及び設置方法について、最低限守ってもらいたい基準を以下に示します※4。

好ましくない例

※4 国道 464 号沿道では、千葉県屋外広告物条例により、鉄道から 100m(商業地域は 20m) は自家用以外の独立広告物は設置できません。